

## 藤美苑 ショートステイ利用のご案内



### 《必要な持物》

1. 介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証(対象の方のみ)  
介護保険負担割合証
2. 後期高齢者医療被保険者証(健康保険証、医療受給者証)  
福祉給付資格者証(対象の方のみ)
3. 診療情報提供書(診断書)
4. 衣類、下着(3組程、冬場のご利用時は防寒具もお持ち下さい)
5. 洗面具(歯ブラシ、歯磨き粉)
6. 上履き(バレエシューズのような踵を覆える物)
7. 薬(下記のようにお願いします)

利用される方が日頃飲まれているお薬を、日数分のみ次のようにお持ち下さい。

#### ・内服薬について

事前に朝・昼・夕・就寝前とそれぞれ1回分ずつ小袋に小分けして、小袋にお名前を書いてお持ち下さい。

#### ・外用薬について

薬の容器にお名前のご記入下さい、また軟膏等は使用部位もご記入下さい。

※ 何らかの事情により利用日数を延長された場合には、延長日数分のお薬を追加して下さい。

### 《ご家族の方へのお願い》

- ・ 全ての持ち物(眼鏡、杖等含む)には、お名前の記入をお願いします。
- ・ 靴下、タオル、バスタオルについては藤美苑にある物を使わせて頂きますので、お持ちにならなくても大丈夫です。
- ・ 紙パンツは苑では用意しておりません。ご使用の方は利用期間に使用分及び帰宅分をお持ち頂きますようお願い致します。
- ・ 衣類の洗濯は藤美苑の職員にて行います。  
※業務用洗濯機と乾燥機を使用しますので熱等に弱い素材の衣類はご遠慮下さい。
- ・ 受入時にお荷物を確認して、利用上必要の無い物はお持ち帰り頂く場合がございます。
- ・ 藤美苑では、ショートステイ利用中に病院への受診が必要となった場合、基本的にはご家族による対応をお願いしています。

### 《頓服薬の持参について(藤美苑 医務室よりのお願い)》

ご家族様から離れ、慣れない環境で過ごすことになる為、色々な症状が出る可能性があります。藤美苑では薬を処方することが出来ませんので、日頃飲まれているお薬の他に、出来ましたら①解熱剤 ②風邪薬 ③下剤等 をご用意頂ければ都度お持ち頂く必要がなくなりますので宜しくお願いします。

※ 安全を考えても、今まで服用したことがある薬又は医師から処方された薬が良いと思われます。(特にお持ちでない方は、利用前に主治医に受診された際に、老人ホームのショートステイを利用することをお話の上、頓服薬として処方して頂ければと存じます。)

### 《その他》

- ・ 面会時間は午前9:00から午後8:00までです。
- ・ 外出をされる場合は、所定の外出届に記入のうえ提出をお願いします。  
(外出届の用紙は、各階寮母室にあります。)
- ・ 面会時には、1階事務所にて面会票に記入をお願いします。
- ・ 食事時間については、下記のようになっています。

朝食 午前8:00      昼食 午後0:00      夕食 午後5:00